

## 第 36 問 解答例

### 第 1 欄

#### (1) 甲土地について 1 番目に申請した登記

登記の目的	1 番所有権登記名義人住所変更	
申請 事 項 等	登記原因 及びその日付	平成 27 年 9 月 1 日住所移転
	上記以外の 申請事項等	変更後の事項 共有者甲野一郎の住所 千葉県千葉市中央区富士見九丁目 8 番 7 号 申請人（被代位者） 甲野一郎 代位者 甲野花子 代位原因 平成 28 年 4 月 8 日財産分与の甲野一郎持分全部移転 登記請求権
添付情報	ア ウ	
登録免許税額	金 1,000 円	

#### (2) 甲土地について 2 番目に申請した登記

登記の目的	甲野一郎持分全部移転	
申請 事 項 等	登記原因 及びその日付	平成 28 年 4 月 8 日財産分与
	上記以外の 申請事項等	権利者（申請人） 持分 2 分の 1 甲野花子 義務者 甲野一郎
添付情報	ア エ	
登録免許税額	金 62 万 5,900 円	

#### (3) 司法書士法務直子が助言した手続きの内容及びその理由

<p>調停調書につき執行文の付与の申立てを行うこと。</p> <p>その理由は、債務者に登記手を命ずる和解調書の内容が反対給付との引換えにかかっているため、執行文が付与されたときに登記申請の意思表示をしたものとみなされるから。</p>
---

この解答は、クリアール司法書士試験受験対策室が独自に作成した、現時点での解答です。後日変更する可能性があります。予めご了承下さい。

**資格★合格クリアール**

## 第2欄

### (1) 甲土地について1番目に申請した登記

登記の目的	1番、2番所有権登記名義人住所変更
申請 事 項 等	登記原因 及びその日付 平成28年5月3日住所移転 上記以外の 申請事項等 変更後の事項 住所 東京都豊島区池袋五丁目5番5号 申請人 甲野花子
添付情報	才
登録免許税額	金1,000円

### (2) 甲土地について2番目に申請した登記

登記の目的	3番抵当権移転
申請 事 項 等	登記原因 及びその日付 平成18年7月1日合併 上記以外の 申請事項等 抵当権者 (被合併会社 株式会社F銀行) 株式会社H銀行 (会社法人等番号 0104-01-654321)
添付情報	カ
登録免許税額	金2万5,000円

### (3) 甲土地について3番目に申請した登記

登記の目的	3番抵当権、4番根抵当権抹消
申請 事 項 等	登記原因 及びその日付 平成28年5月25日解除 上記以外の 申請事項等 権利者 甲野花子 義務者 株式会社H銀行 (会社法人等番号 0104-01-654321)
添付情報	キ ク セ チ
登録免許税額	金1,000円

この解答は、クレール司法書士試験受験対策室が独自に作成した、現時点での解答です。後日変更する可能性があります。予めご了承下さい。

**資格★合格クレール**

(4) 甲土地について4番目に申請した登記

登記の目的	登記不要	
申請事項等	登記原因及びその日付	
	上記以外の申請事項等	
添付情報		
登録免許税額		

第3欄

(1) 甲土地について1番目に申請した登記

登記の目的	2番根抵当権一部移転	
申請事項等	登記原因及びその日付	平成28年6月24日一部譲渡
	上記以外の申請事項等	権利者 Q食品有限会社 (会社法人等番号 0110-02-876543) 義務者 株式会社P商事 (会社法人等番号 0104-01-345678)
添付情報	ケ シ ネ (甲野花子のもの)	
登録免許税額	金10万円	

この解答は、クレール司法書士試験受験対策室が独自に作成した、現時点での解答です。後日変更する可能性があります。予めご了承下さい。

**資格★合格クレール**

(2) 乙建物について申請すべき登記があるときは、その登記

登記の目的	共同根抵当権設定（追加）
申請事由等	登記原因及びその日付 平成 28 年 6 月 24 日設定 上記以外の申請事項等 極度額 金 1 億円 債権の範囲 根抵当権者株式会社 P 商事につき 売買取引 買付委託取引 販売委託取引 根抵当権者 Q 食品有限会社につき 売買取引 平成 28 年 1 月 8 日特約販売契約 債務者 根抵当権者株式会社 P 商事につき株式会社 A レストラン 根抵当権者 Q 食品有限会社につき甲野花子 根抵当権者 株式会社 P 商事 (会社法人等番号 0104-01-345678) Q 食品有限会社 (会社法人等番号 0110-02-876543) 設定者 株式会社 A レストラン (会社法人等番号 0200-01-987654)
添付情報	コ ソ ト ネ (株式会社 A レストランのもの) ハ
登録免許税額	金 1,500 円 (登録免許税法第 13 条第 2 項)

この解答は、クレール司法書士試験受験対策室が独自に作成した、現時点での解答です。後日変更する可能性があります。予めご了承下さい。

**資格★合格クレール**